

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成26年9月11日（水）19：02～19：35

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

<有識者>

安東 高徳 鳥栖市副市長

田中 秀信 鳥栖市総務部総合政策課係長

向井 道宣 鳥栖市環境経済部商工振興課係長

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 交通結節機能を最大限活かし、地方消滅に対抗する「新たな拠点都市」形成特区～「一生涯働けるまち」モデルの創出～について

3 閉会

○宇野参事官 それでは、提案募集に応募していただいた鳥栖市のほうから、本日は安東副市長様においていただいております。

提案は、「交通結節機能を最大限活かし、地方消滅に対抗する「新たな拠点都市」形成特区～「一生涯働けるまち」モデルの創出～」ということで御提案いただきましたので御説明いただきたいと思います。

お時間のほうが7時半までということになっておりますので、前半10分程度で御説明していただいて、残りは質疑応答に充てさせていただきたいと思います。

それから、この会議は基本は公開になっておりますが、それでよろしいですか。

○安東副市長 はい。

○宇野参事官 資料も議事録も公開という形でやらせていただきたいと思います。

それでは、座長よろしくお願ひします。

○八田座長 それでは、遠方よりお越しくださいましてありがとうございました。

早速、御説明をお願いいたします。

○安東副市長 鳥栖市から参りました副市長の安東と、総合政策課の田中係長、商工振興課の向井係長でございます。本日は、貴重な時間いただきましてありがとうございます。

鳥栖市の提案を御紹介させていただきます。「交通結節機能を最大限活かし、地方消滅に対抗する「新たな拠点」形成特区」と題しております。パワーポイントの方で御説明を申し上げます。

1ページ目をおめくりいただけますでしょうか。その正面にありますジャンクションが、鳥栖の高速道路の要でございます。この地域性を活かしたまちづくりという提案が肝でございます。

1ページ目にございますが、四角にくくっておりますが、最近「地方消滅」推計が提示される中、今後「日本再興」を真に実効性あるものとするために、20万、30万人都市という着目点がございます。他方、鳥栖はこれから紹介する「人が集まり仕事がある」7万人規模のまちでございますが、こういう都市にさらに伸び上がりを確保していく、新たな日本再興の拠点をつくっていくことができないでしょうかという御提案でございます。

特に「一生涯働けるまち」モデルと銘打ちまして、人と仕事があるという意味で、産業面、農業面でそれぞれ雇用を生み出していく中でのまちをつくっていくというモデルを提示させていただきたいと思います。

そのポイントがジャンクション地域ということで、東京にもいろいろなジャンクションはございますけれども、九州におけるジャンクションというものはクローバー型という意味では鳥栖1か所でございます。

もう一枚のワード版の資料を御覧いただけますでしょうか。3ページ目になります。この左側の小さな九州の図でございますが、青い線が高速道路網でございます。その縦、横に連なる十字路の真ん中に鳥栖のジャンクションがございます。すなわち、このジャンクションを通じて九州全体がつながっているということでございます。このため、この地域の活性化は九州全体の活性化、さらには九州の活性化は日本全体の活性化につながり得るのではないかという点で、このジャンクションを強調したまちづくりを御提案したいと思っております。

主に産業政策面でいうと、農地の転用関係でございます。また、都市計画の制度の見直しでございます。加えて、農業関係は振興策の御提案もさせていただきたいと思っております。

2ページ目の詳細は、後ほど御紹介させていただきます。

次に、パワーポイントのほうで4ページ目に移っていただけますでしょうか。鳥栖市は九州の中でこの赤い点を置いておりますが、ちょうど人が走るような、そんなイメージのある九州のまさに心臓部でございます。佐賀県の中でもこういう飛び箱を跳ぶような人の

イメージがございますが、その一番左、東側の出っ張った地域が鳥栖でございます。ポイントは、福岡県に完全に囲まれており、福岡経済圏に色濃く織り込まれた地域でございます。

5ページ目でございます。人口は7万2,000人を超えたまちでございまして、これが一つのポイントでございますが、昭和29年以来一貫して人口が増え続けているまちでございます。また、後で紹介しますが、2035年くらいまで伸び続けるという予想もございます。ベッドタウンではございません。昼間人口111%ということで、自ら人を集める力を持つ、そんなまちでございます。

次の6～9、10ページ、11ページはまちの御紹介で、サガン鳥栖というサッカーチームが今J1で2位でございますが、そういうスポーツのまち、また医療のまち、その次の文化、音楽祭のまちで、かつ商業・物流拠点であるということでございます。総括いたしますと、12ページにございますとおり、鳥栖の特徴としては「ひと・もの・かね・情報の集まる拠点」という拠点性がございます。

先ほどのインターチェンジがありますけれども、そこの流入、流出、「通過」ではなくて「下りる」、「乗る」という意味で年間900万台の車の行き来がございます。また、内陸でございますが、「保税蔵置場」の数は28か所で日本一であり、研究機関も多々ここで展開されておりまして、商業施設のプレミアム・アウトレットは年間500万人の出入りがあるという地域でございます。

13ページは、鳥栖の財政状況でございます。7万人の規模、238億円とございますが、ポイントは自主財源である市税が5割以上であるのに対し地方交付税が5%未満ということです。この人口の規模でいうと普通は27%、27%くらいの比率ですけれども、自主財源が非常に多いということで、拠点性を活かしたまちづくりを進めている結果がひとつあらわれております。

14ページは「住みよさランキング」でございますが、現在九州で2位、最近まで1位を9年ほどいただいておりましたというのが現状でございます。

このような状況がなぜ起こっているかというのが次からでございますが、15ページでございます。昭和29年の合併以来、今年で市制施行60周年になりますが、人口が一貫して増えております。

また、16ページの25年末の人口ピラミッドを見ていただきますと、このくびれ型の人口ピラミッドというのはもはやどの地域でも見ることはないと思いますが、30～40代、または10歳未満のところがふくらんでいる。これは、若いお子さんを持った御家族が流入してくる。また、そこで子供を産み育てるということもあるかと思います。人口は2035年まで伸び続ける、この20年間をどう過ごしていくかというのが一つの課題となっております。

18ページでございますが、日本創成会議の地方消滅可能性の数字がございますが、若年女性人口の統計について、福岡県と佐賀県をピックアップしております。鳥栖市は2040年の段階で、一番右のほうの枠にありますとおりマイナス2.4%、ほぼ減らないということで

ございます。鳥栖市の周辺地域はそれぞれ30～50%の減ということですので、鳥栖市の特異な位置づけがおわかりいただけるかといいます。

19ページは1,800自治体と政令指定都市の区を全てを比べてみてみたものです。鳥栖と同じような人口以上で、2040年の若年女性人口がちょっと減るか、それとも増えているところだけを集めてみると、この10自治体しかございません。その中で3大都市圏、政令指定都市を外せば、残るのは鳥栖市と沖縄の豊見城市のみでございます。そのような位置づけを持ったまちでございます。

20ページの人口動態、この1年間の動態で見ても自然増、社会増の比率、鳥栖の0.14、0.81を超える7万以上の自治体がどこまであるか1,800自治体を見渡したときに、これだけしかございません。また、3大都市圏、県庁所在地を除けば鳥栖と宮城県の名取市ののみが同じような数字でございます。名取は震災の振り戻しがございますので、そういう意味でも鳥栖の特異な位置づけを理解していただけるのではないかと思います。

21ページ以降は交通の要衝という意味での道路、鉄道、または周辺地域の労働人口などを御紹介しております。

25ページの有効求人倍率ですが、お陰様で非常に良好な数字がございまして、佐賀県全体が1を下回っている中で鳥栖は1を超えさせていただいています。全国平均に非常に近いという状況がございます。

26ページはこれがなぜ起こっているかという点でございますが、やはり昭和29年以来行っている企業誘致、またはまちづくりが功を奏しているのではないかということでございます。

企業数は、順次伸びております。その特徴としては、これはアンケートの回答面だけですけれども、正社員の平均年齢が31.5歳ということです。全国平均は40歳を超えておりますので、非常に若い雇用を提供している企業とまちの関係が見ていただけます。

それで、その企業誘致の関係ですが、27ページにまちの中にそれぞれ赤い枠で書いたような産業団地が昭和38年以降順次造成されております。

28ページにもその歩みが書いてありますけれども、ポイントは29ページでございまして、現在そういう産業団地の中に延べ188社の進出がございまして、それぞれの産業団地は46ヘクタール、51ヘクタールというように極めてまとまった形で用地を提供しているということでございます。これは全て完売ということで、ジャンクションの交通の要衝の優位性を最大限活かしたまちづくりがなされているというふうに理解をしております。

30ページ以降は、それぞれの団地の特徴でございます。細々と申し上げることはないんですけれども、それぞれ例えば1つ目の轟木工業団地という最初の団地は46ヘクタールの中にブリヂストンさん、コカ・コーラさん、レンゴーさん、九州セキスイハイム工業さん、フランスベッドさんなど、全国的にも展開されているような企業の方が入っておられます。

次の鳥栖商工団地も51ヘクタールの中に伊藤ハムさん、または森永デザートさんなどが入っております。

32ページの工業団地においても、仙台を本社に置いて活躍されているアイリスオーヤマさんの九州での拠点がございます。中国にあったラインの一部を九州に集約するなどされているというような拠点になっているところでございます。

また、33ページの北部丘陵は企業と住宅、さらには研究施設を一体としたまちをつくろうということで57ヘクタールの開発、全体は210ヘクタールでございますが、そこにさまざまな企業や住宅を集めているというものでございます。

35ページに、流通業務団地というものがございます。これはジャンクションのすぐ南側でございますが、46ヘクタールで、ジャンクションから500メートルという立地でありますので非常に早く完売しております。

36ページにはちょっと小さい文字で恐縮ですが、幾つかの企業名を挙げさせていただいています。ダイワハウス工業さんであるとか、日本フーズさんであるとか、やはり流通系企業ないしは工場の拠点という意味で九州の拠点を集約するというようなところで活用いただいております。

37ページ目は今、次の一手として打っているのが新産業集積エリアということで、平成30年に完成予定でございます。我々はこうやって順次造成団地を進めておりますが、企業だけではなくて住宅も、さらにこれから30年以上先の話をしていくためにもジャンクションという特性を最大限活かしたまちづくりをしていくことが必要なのではないかと常々認識しているところでございます。

38ページに、企業集積の一例を御紹介したいと思います。医薬品、化粧品、健康食品関連企業がこれだけ鳥栖のこの限られた地域に集積をしております。こういう拠点性を活かして久光製薬さんであったり、ピップさんであったり、東洋新薬さんであったり、非常に大手の企業さんも集約の拠点として選んでいただいているということで、産業集積効果も出始めているということを御説明するための資料でございます。

39ページ以降は、現在も非常に強い引き合いがあるということで、例えば製造業は計37ヘクタール、18社の問い合わせ、流通業で40ヘクタール、24社の問い合わせとありますが、先ほどの新産業集積エリアでは20数ヘクタールなので、この先にさらにやっていかないと到底その需要に追いつかないという状況です。円安の状況、景気回復の状況もありまして、拠点回帰、日本回帰というのがまた強まっているというふうに認識しておりますので、そういう意味でもこの地域の特性を最大限に活かしたいと思っております。

そうした中で、土地が産業用に造成されると農地がその分減ることになりますけれども、では産業と農業は「ゼロサム」の関係かというと、そうではないと考えております。44ページの農業の現状として、鳥栖は必ずしも農業メインの地域ではございませんが、耕作地は大分集約がなされております。また、農業生産法人としての企業の進出も増えてきております。こうした法人には若い30代、40代の方々で構成をしているところもございます。企業でいうとJRさんも九州の各ファームの拠点をこの7月に鳥栖に置かれたところでございます。

こういうふうに農業分野においても代がわり、または企業の進出によって若い雇用を提供する、そんな地域に鳥栖はなりつつあると考えております。そういう点を踏まえ、産業と農業と一緒に発展させていく、そんなワイン・ワインの関係をつくって「一生涯働けるまち」ということを強調していきたいと考えております。

こういう現状を踏まえまして、我々として進めていきたいと思っていることがこのワードの4枚でございます。こちらのワードの資料の4ページ目をごらんください。これまでこうやってまちづくりをしてきましたけれども、新産業集積エリアを展開する中で農地の転用に関して不測の時間を要するような事態もございました。今後、企業のニーズに応えていくためにも、不測の事態というリスクを何とか減らしていくかなければいけないと思っております。企業誘致は鳥栖がこれだけ伸び上がってきた根幹でございますので、この点をどうするかというときにジャンクションに着目した規制の弾力化ということをお願いできなかっただけでございます。

1つ目が、まず農地の転用でいうと農振、青地の除外という点でございますが、この点、ジャンクション中心地域の土地利用という点にかんがみますと、農地以外の利用、高度利用という観点もあり得るのではないかということで、そのジャンクションの一定地域に関する農振規定、5要件の弾力化を求めていきたいと思います。

また、次のページの（イ）であります、ジャンクション地域の農地転用の関係でもある程度、一定の周辺、例えば4キロという範囲において、その範囲で現在300メートルであれば一定の開発が認められているものを概ね4キロに拡大してその農地の甲種、1種、2種というような基準の弾力化を行うことで、農地転用をこの地域に合った形でスムーズに行うということが必要なのではないかという思いが2つ目でございます。

その他、むやみに拡大するということはないということで、かつて都市計画法にあった大規模開発の部分をもう一度復活させていただいて、ばらばらに開発するというよりは一定の地域に誘導していくような、そんな規制を導入し、悪いパターンのスプロールを回避する。コントロールしていくという意味での旧都市計画法の復活、ないしはそこに用途基準をかけて自ら縛りながらまちづくりをコントロールしていくという規制の緩和を求めていきたいと考えております。

そのほか、農地の関係でワイン・ワインという意味でいうと、農地を集約化していく契機にもなりますので、集約高度化、担い手をふやすという意味で青年就農給付金の年齢要件を、45歳以上の就農もまだまだ多い状況ですので、55歳まで緩和する。

○八田座長 今のはよく聞こえなかったのですが、何ページですか。

○安東副市長 濟みません。先ほどのワードの資料の6ページでございます。農業に関しては、ワイン・ワインの関係という意味で農地が集約化され、高度化されていくということを考えていく必要があると思っておりますので、まず担い手を確保し、集約化して6次化につなげていくという観点で、青年就農給付金の給付要件で45歳まで支援が受けられるものを、実際の参入の実態を考えると55歳くらいまで広げていくと、よりスムーズに

扱い手が確保できるのではないかという点で一点、要件緩和を考えて御提案したい。

また、農地の集約化という意味でいうと、だんだん広げていくと賃貸関係でまだらに広がっていくということがございますので、そこを集約化するために中間管理機構がございますが、そのさらに上乗せで集約に関するインセンティブを付与していくということで、より面的な一体性を持たせて、その収量、反収を上げていくという取り組みはできないか。

また、6次産業という意味では企業がたくさんいるまちでございますので、その物流・流通・加工を含めた展開というものが鳥居の中で完結してやっていくのではないかということがございますので、6次産業化、地産地消などの取り組みを広げるということで考えると、そこと連携してうまくやっていくということを後押しして農業、産業ともに発展をしていくということを御提案させていただきたいと考えております。

済みません。ちょっと時間をオーバーしてしまいましたが、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

そうすると、1つは転用を促進したい。ジャンクションでは特例を設けてやってほしいというのが御主張で、もう一つは農業のほうも振興できるようにしてもらいたい。それで、それに関しては農業のほうは青年就農給付金の要件緩和ということが大きくて、あとは農地集約化に関しては基本的にはどの法律をどうすればいいということですか。

○安東副市長 青年就農給付金は規制の緩和でございますので法律の変更でございますが、農地集約化は必ずしも法律の変更というよりは支援の補助という形になると思われますので、場合によっては国費のみならず我々が企業誘致で得た収入がございますので、そういうものもうまく活用しながら支援をしていく。

○八田座長 わかりました。

転用の促進というのは非常に説得力があったと思うのですが、ここでは恐らく僕だけがこの転用のことに関して知識がないので、農業振興地域制度の改革と、それから転用許可制度と両方ともやらなきゃいけないというわけですか。

○安東副市長 はい。農地の転用だけやりますと優良農地、青地といわれる部分の手続が終わらないということで、優良農地、農業振興地域農用地、いわゆる青地という地域がございまして、そこに関しては農地転用の手続とともに優良農地であるという認定を外すという2つの手續が必要になってまいります。よく農地転用の国の権限を市町村へという議論がございますが、そこは地域が青地地域であるとさらにもう一つ手續が必要になるという意味で、両方求めてまいりたいという趣旨でございます。

○八田座長 優良農地でも転用してほしいと。

○安東副市長 はい。我々の主張としては、全国でそういうことをするということではなくて、ジャンクションという地域の土地の高度利用を考えた場合に農地として活かせる部分と、そうではなくてもっと違う高度な利用の仕方があるという考え方もあるかと考えております、そういう地域性に着目した規制の緩和ということを御提案しております。

○八田座長 ほかの地域でもジャンクションのことは主張されてこられた自治体は多くあ

りまして、説得性があります。農産物の自給率云々の立場をとる人たちは、やはり農地が減るというのはまずいという言い方をするわけですね。そうすると、ここを転用することによってそのかわりにどこか別の農地を、別な土地を農地として使えるとか、あるいは耕作放棄地を使うとか、そういう提案はありますか。

○安東副市長 幸いながら、鳥栖市に耕作放棄地はございません。一部、休耕地はございます。我々の発想としては産業団地部分ができるとしても、むしろそれが農地を集約化して高度化していくという契機になれば、単位当たりの収穫量が上がり自給率という観点でもいい影響を与える部分がある。おそらく面積が必ずしも自給率に直結するというふうには現実論ではならない部分もあるかと思っておりりますので、単位当たりの収穫量を上げるための取り組みをこういう産業開発のほうと連携してやっていく。

○八田座長 その手段が、この経営の集約化への支援ということなんですか。

○安東副市長 はい。まずは担い手が今、代がわりで若い20代、30代の方が親から農地を譲り受けてやっているというケースもあれば、新しい参入企業であったり、他の仕事を辞めて新しく農業従事者になることがありますので、まずその元気な人たちを応援したいというのと、そういう人たちが田んぼを借りているんですけども、借りるとどうしてもまだらに借りていくことになって、事業を広げれば広げるほど農機のとり回しがだんだん大変になってくるという実態がございます。ですので、そこを面的に集約する。賃貸関係を集約するだけでも効果はあると思うのですけれども、権利関係というか、所有権ではなくて賃貸関係の集約だけでもいいのですが、それをどう後押しするかということで、面で固まっていると機械のとり回しも非常に効率が上がりますので、その点で支援を考えております。

○八田座長 そうすると、先ほどちょっとおっしゃったけれども、今度集約型の国の制度ができますね。それで足りないところはどこなんですか。

○安東副市長 農地の管理機構も一定の効果を上げると思いますけれども、そのインセンティブをさらに付与するという点で、例えばAさん、Bさん、Aさんというように借り手がいる場合、Aさん、Aさん、Aさんと面続きにすることでAさんの農業作業効率は上がっていくということですね。

そういうことに対するピンポイントの支援というのは、必ずしもその制度の中で細かく運用できるかどうかというのは我々としてまだわかっていないところがありますので、そういうところをしっかりと穴埋めしていくというのが効果としては大きくあるのではないかと思います。

○八田座長 わかりました。

そうすると、こう考えてよろしいですか。この転用許可制度の柔軟化をやれば、当然固定資産税もたくさん上がってくるし、それから事業者が入れば地方法人税も入ってくる。それを使って、おたくがその補助金制度をつくるということですね。そうすると、そちらの補助金の農業振興のほうはもう目前でできる。

○安東副市長 そこは国からも自前からもということでいろいろな支援の口があるかと思っております。産業発展の部分と、農業の振興の部分をうまくリンクさせることでワイン・ワインの関係をつくっていくと考えますと、産業振興で得られた税収の一部を回すというのはこの提案の中にも書かせていただきましたが、そういう考え方もとり得るということです。

○八田座長 それは説得的ですね。

○安東副市長 もともと産業のほうで申しますと、農地の転用の権限を国から地方へ移譲すべきという議論があり、この主張を尊重しますけれども、我々の提案自体は国や県を信頼する前提で、基準をこの地域の特性に合うものに変えていただければ、その基準に適合しているということをもって認可、許可というのは下りやすくなる。権限はそのまま県や国がお持ちいただいて通りやすくなるという点もあろうかと思っておりますので、事の本質は基準の部分にあるのではないかという意味で、基準の弾力化に主に焦点を当てた御提案しているということです。

○八田座長 では、国から自治体にというと普通は県ですね。そうすると、県にくるとそこの県の段階でさっきの優良農地もジャンクションの近くではいいということにしてくれる余地があるんじゃないかなと思うんですけれども。

○安東副市長 今の制度でいうと、そういう柔軟性は既存の制度の中にはございません。例えば1種農地、甲種農地という指定においてもインターチェンジから300メートル以内という基準があるのみでございまして、300メートルというと本当にある程度限られた面積になります。

○八田座長 そこまでは県に自主権は与えられないというわけですね。

○安東副市長 そこは国の権限でございます。

○八田座長 わかりました。

あとは、事務局から御質問はありますか。

○内田局長 では1点、非常に説得的なのですが、今、座長がおっしゃったのは農振の解除というのは仮に認めるにしても、代替農地を確保しろとか、そういうことがございますね。

それで、今おっしゃった集約化によって生産性を上げるからというのは、そういう意味では自給の生産面の感覚からいけば非常に目的を射ているような感じがいたします。それは、例えば九州農政局とか、そういうもので御提案されたりしたことはあるんですか。

○安東副市長 むしろ実務上、新産業集積エリアという現在進めている産業団地開発をやっている中で、既存の制度の中で「ここを団地にするならば、ではどこを農地として増やしますか」という議論をする中で、必ずしも選択肢はそれだけではないんじゃないかと着想したものですから、今回特区という枠組みの中で初めて御提案させていただいております。

○内田局長 これが初めてで、ずっと農政局でやり合っているとか、そういうことはない

わけですか。

○安東副市長 そうですね。そこは農政局とはそういう議論というよりは、むしろ新産業で少し不測の時間を要したことがあって、これから鳥栖への進出を期待する企業、ないしはすでに鳥栖に展開する企業がこれから業績を拡大したいのに土地がないというと、ニーズに応え切れない鳥栖になってしまいます。このジャンクション地域の土地の高度利用ができないとすると、これまで発展してきたストーリーが崩れていくことを懸念しておりますと、次の一手を打っていくためにも今後必要になるのではないかという意味で御提案をさせていただいております。

なお、ジャンクションは先生も御案内のとおり全国にありますけれども、九州でいうとこの十字路ジャンクションというのは1つしかないという意味で、まずここから始めてみて、それぞれ類似の地域性がある中でどこまで広げていくかという意味では、今後の展開もあり得ると思っております。このクローバー型ジャンクションは、つくったときには東洋一といわれた大きさを誇っておりまして、今でも多分東洋一ではないかもしれません、相当の大きさを持っている、こういうきっちり十字のジャンクションというのはなかなかないのではないかと思っております。

○八田座長 いろいろ団地をおつくりになったのですが、これはもともとどういう土地だったのですか。

○安東副市長 大体は農地で、北部丘陵というところは丘を削っております。

○八田座長 農地も転用したわけですね。

○安東副市長 はい。むしろ、農地を転用して進めております。

○八田座長 それは、優良でないからできたということですか。

○安東副市長 いえ。優良農地、青地もありました。青地を外していく通常の手続もやりながら。

○八田座長 要するに、それをやると時間がかかるということですか。

○安東副市長 これまで鋭意努力してまいりましたけれども、既存の制度は尊重しますが、新産業集積エリアのときに不測の事態、時間を費やして、今後のことを考えると企業のニーズに十分応え切らないおそれが強まってきたという意味で、このタイミングで御提案をさせていただきました。

○向井係長 もう一つは、ここに都市計画法の34条の10号のイというものを復活してくれということで御提案させてもらっているのですけれども、今までの事業は県事業だったり、国の事業だったりするのですが、民間の活力を導入した形で今、開発をしようとする、調整区域での許可基準はございません。

例えば、公共でするのであれば農工法であったり、そういう法律に基づく主要事業というものはございますけれども、民間の資金を入れたところでの開発基準の許可がございませんので、それについても都市計画法の一部改正の復活ということでお願いをしたい。

○八田座長 これは農地転用して農地でなくした後にこの都市計画法が当てはまるという

ことなのですか。

○安東副市長 この都市計画法の廃止された法律を復活させることで、民間の投資も受けながら土地開発をして、そのための農振除外、そのための農地転用というふうにつながっていくということです。

○八田座長 連動ですね。

○安東副市長 ちょうど今、投資需要も非常に高まっておりますので、その意味でも、新しい資本も入りながら、拠点性をうまく活かしていくのではないかと考えております。

○八田座長 これも全ては結局、反対の側面で農業振興のためにある程度の補助金を市が出そうというのがあると説得力が出るということでしょうね。

○安東副市長 それは、理念上「こちらで得たものをそちらにうまくつなげていく」ということでございますけれども、そこはいろいろ市も汗をかきながら、またはいろいろなところとも御相談しながら農業の振興にも資するようなまちづくり、産業開発をしていきたいという趣旨でございます。

○八田座長 わかりました。よろしいですか。

では、どうぞ。

○宇野参事官 人口が増えていて、かつ企業の引き合いがこれだけあって、ジャンクションも存在しているというと多分農水省にこの話をすると、個別に相談していただければ恐らく大丈夫ですよと答えられて終わってしまうんじゃないかと思うんです。

それから、さっきの34条10号イの話も、廃止したかわりに地区計画を定めれば開発できるという制度がたしか導入されているので、地区計画を定めれば先ほど言われたことは多分できるというふうに答えられてしまって、要は時間がかかるというところが最大の問題かなという気がするのですが、そういう認識でいいのですか。

○安東副市長 地区計画の件でございますが、こちらはもともと大規模開発制度があった頃は人口増という時代でそれをどう受け手が使っていくかということでございましたが、人口減の時代になったため、どの地域でもなかなか市街地地域を簡単に広げられなくなってきたという背景から地区計画という制度に変わったと認識しています。しかし、我々鳥栖市は依然人口増の状態であるということと、地区計画ができたから農地転用、農振除外ができるというふうにはなっていないという意味でいうと、その制度で事の本質が全てクリアするかというとそうでないと認識しておりますので、必要な提案ではないかと思っております。

○八田座長 どうもありがとうございました。